

「会津若松市公共建築物等における木材利用の推進に関する方針改正案」の概要

農政部農林課

1. 改正の趣旨

平成25年3月18日に本市が策定しました、「会津若松市公共建築物等における木材利用の推進に関する方針」について、国や県の法律及び方針などの改正に即して改正するものです。

2. 方針改正案の概要

- 国・県の改正方針に即して、対象を「公共建築物」から「建築物全般」へ拡大するため、方針名称及び対象を「公共建築物等」から、「建築物等」に改め、目的に「脱炭素社会の実現を図り」を追記します。
- 木造建築物の設計・施工に係る先進的な技術の利用・普及促進、及び関係団体と連携して木造建築に係る設計技術者の育成に協力する、旨を追記します。
- 民間建築物における木材利用を促進するため、事業主等と本市による「建築物木材利用促進協定」の制度の周知に努め締結を推進する、旨を追記します。
- 市民への普及啓発に、「森林・林業、木材産業に対する理解」の意識醸成に努めること、を追記します。など

3. 方針改正の時期

令和5年3月下旬に改正する予定です。